

○尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年10月7日

条例第39号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽の保守点検 法第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検をいう。
- (3) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (4) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (5) 浄化槽管理士 法第2条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平10条例22・平27条例18・一部改正)

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代

表者の氏名)

- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員（法第22条第1項第3号に規定する役員をいう。第8条第2号及び第5号を除き、以下同じ。）の氏名（未成年者にあつては、その法定代理人の氏名（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）を含む。）
- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- (5) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

（平14条例38・平24条例9・平27条例18・一部改正）

（登録の実施）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に記載するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を、当該登録を受けるために前条の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（平27条例18・一部改正）

（登録の拒否）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第4条の申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第14条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員

であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

- (4) 第14条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第10条第1項及び第2項の規定に適合する営業所を有しない者
- (9) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（同号アに該当する者を除く。）

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちに、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（平8条例14・平24条例9・平27条例18・一部改正）

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（平27条例18・一部改正）

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その事実が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員（法第26条第2号に規定する役員をいう。第5号において同じ。）であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(平16条例54・平27条例18・一部改正)

(登録の抹消)

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域又は規則で定める地域内に営業所を設置し、営業所に専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽の保守点検に必要な規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

(業務の実施等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は浄化槽管理士として自らこれを行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その旨をその浄化槽管理者（法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。以下同じ。）（当該浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者（法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。以下同じ。）に委託している場合は、当該浄化槽管理者及び当該浄化槽清掃業者）に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽の浄化槽管理者に対し、当該浄化槽について当該浄化槽管理者に法第7条第1項又は第11条第1項に規定する水質に関する検査を受ける義務があることを説明するよう努めなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは当該浄化槽管理士に浄化槽管理士であることを証する書類等を携帯させ、自ら浄化槽管理士としてその職務を行うときは当該書類等を携帯しなければならない。この場合において、関係者の請求があるときは、当該浄化槽管理士又は浄化槽保守点検業者は、当該書類等を提示しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する講習を受けさせ、又は浄化槽管理士として自ら当該講習を受けなければならない。

(令2条例9・一部改正)

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号から第7号まで又は第9号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前項の規定による指示に従わず、情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第6条第2項の規定は、第2項の規定による処分をした場合について準用する。

(平8条例14・平27条例18・一部改正)

(報告の徴収、立入検査等)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第16条 申請者は、第4条の規定による申請の際、手数料として28,000円（本市の区域内に営業所を有しない者にあつては、35,000円）を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(平27条例18・一部改正)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第2項の規定による命令に違反した者

第19条 次の各号の一に該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して措置を執らなかった者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第18条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月を経過する日(その者がその日以前に第3条第1項の登録を受けた場合にあつては、その登録を受けた日)までの間は、第3条第1項の規定にかかわらず、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

付 則 (平成8年3月15日条例第14号)

この条例は、尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)の施行の日から施行する。

付 則 (平成10年6月23日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録を受けている浄化槽保守点検業者の当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

付 則 (平成14年10月1日条例第38号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年12月27日条例第54号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月9日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月6日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定は、改正後の条例第4条各号のいずれかに掲げる事項の変更であつてこの条例の施行の日以後に行われるものについて適用し、同日前行われた当該事項の変更については、なお従前の例による。

付 則 (令和2年3月10日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。